

## 第 2 2 期 第 3 7 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 7 日（木）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1 - 2 2  
ウェディングプラザアラスカ 2 階 「ガーネットの間」

### 3 出席者

| 区 分   | 職 名               | 氏 名       |
|-------|-------------------|-----------|
| 委 員   | 会 長               | 堀 内 精 二   |
|       | 委 員               | 立 石 政 男   |
|       | 〃                 | 古 川 今 日 志 |
|       | 〃                 | 福 田 隆 一   |
|       | 〃                 | 西 崎 昭 一   |
|       | 〃                 | 田 村 義 夫   |
|       | 〃                 | 柴 田 武 信   |
|       | 〃                 | 尾 野 明 彦   |
|       | 〃                 | 野 土 一 公   |
|       | 〃                 | 黒 滝 洋 子   |
|       | 〃                 | 竹ヶ原 公     |
|       | 欠席委員              | 富 田 重 基   |
|       | 〃                 | 東 信 行     |
| 県 側   | 水産振興課 副 参 事       | 野 月 浩     |
|       | 〃 総括主幹            | 長 根 幸 人   |
|       | 西北地方水産事務所 所 長     | 清 藤 真 樹   |
|       | 下北地方水産事務所 水産普及課長  | 竹 谷 裕 平   |
| 事 務 局 | 海区漁業調整委員会事務局 事務局長 | 三 橋 潤一郎   |
|       | 〃 主幹専門員           | 田 中 規 雄   |
|       | 〃 技 師             | 傳 法 利 行   |

#### 4 提出議案、審議結果

第1号議案：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

#### 5 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第37回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど、事務局から説明があったとおり、議題として、議案1件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方から指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、西崎委員と竹ヶ原委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。  
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい。

### 三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明があります。

事務局からは以上でございます。

### 会 長

県の方から補足説明があればお願いいたします。

### 水産振興課 野月副参事

はい、会長。

### 会 長

はい。

### 水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県の方から説明させていただきます。

お手元の資料の1枚をめくっていただいて、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

いつものように漁業魚種、そして漁業を営む者の資格と許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等について説明させていただきます。

最初の2ページ目ですけども、こちらは、たら固定式刺し網漁業でございます。

許可を営む者の資格は、深浦町に住所を有する者として、新深浦町漁協の組合員ということで、許可すべき船舶等の数は、14隻になってございます。

続いて、3ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、さめ片側留刺し網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、野辺地町に住所を有する者として、野辺地町漁協の組合員ということになっております。

そして、許可すべき船舶等の数は2隻になってございます。

続いて、最後の4ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、なまこ潜水器漁業でございます。

西共第27号の共同漁業権の漁業権者ということで、竜飛今別漁協ということになってございます。

よって、許可すべき漁業者の数は、1名になってございます。

県からの補足説明は、以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

## 会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

それでは、御質問、御意見はありませんでしょうか。

## 福田委員

はい。

## 会 長

はい、福田委員。

## 福田委員

平内の福田です。

3ページ目ですね。

よく野辺地漁協からさめの刺し網の要請があるんですけども、これは、実際、獲れているものですか、どうなんですか、量もあるものですか。聞いたことはないの、ひとつお願いします。

## 水産振興課 野月副参事

実際のところは、地元の漁協、水産事務所さんの方の部分も含めて、獲れていると。

こちらの方は、本庁管轄、こちらの水産振興課の所管分ということなんですけども、実績の確認は実際されていないところなんですけども。希望があるということですが。申請の希望があるということで諮問させていただいているところでございます。

## 会 長

福田委員、いかがでしょうか。

実績はないんですけど、申請があがってきているので諮問にかけていると。

福田委員

分かりました。

会 長

その他、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

それでは、本日本日予定していた議事を全て終了し、以上をもちまして、第22期 第37回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時45分